

## ○山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例

(平成29年 条例第16号)

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進並びに空家等の活用促進による地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
- (3) 管理不適切空家等 法第3条の規定による適切な管理がされておらず、特定空家等になるおそれのある空家等をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。

(基本理念)

第3条 空家等に関する対策の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、空家等の適切な管理を促進すること。
- (2) 空家等が定住の促進及び地域振興のための有用な資源であることを認識して、活用を促進すること。
- (3) 市、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）及び市民等がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携を図りつつ、協働して取り組むこと。

(民事による解決との関係)

第4条 空家等に関し生じる紛争は、当該紛争の当事者間において民事による解決を図ることを妨げない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、空家等の適切な管理及び活用促進等に関する必要な施策を実施しなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第6条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行わなければならない。

(市民等の役割)

第7条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するとともに、市がこの条例の目的の達成のために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第8条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき山陽小野田市空家等対策計画を定め、同条第2項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

(協議会)

第9条 法第7条第1項に規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき山陽小野田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織し、委員(市長を除く。以下この条において同じ。)は、法第7条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織について必要な事項は、規則で定める。

(情報の提供又は助言等)

第10条 市長は、法第9条第1項の規定により空家等を調査した場合において、当該空家等が管理不適切空家等であると認めるときは、当該管理不適切空家等の所有者等又はその関係人に対し、空家等の適切な管理を促進するための情報の提供、助言その他必要な援助又は指導を行うことができる。

(関係機関への協力要請)

第11条 市長は、法及びこの条例の施行に関し必要があると認められるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例第6条の規定による提供及び第7条の規定による調査により収集した情報は、法及びこの条例の施行に必要な範囲で収集した情報とみなし、なお利用することができる。